

議案第 24 号

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたので、議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 16 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年橋本市条例第52号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表の中線の部分である。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(橋本市職員の育児休業等に関する条例(平成18年橋本市条例第53号)第2条の2各号に掲げる者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。)のあたる職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせない。</p> <p>2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づき臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせない。</p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者)に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するために措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせない。</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせない。</p> <p>2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づき臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせない。</p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者)に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するために措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をさせない。</p>
<p>い。</p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者)に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するために措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせない。</p>	<p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者)に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するために措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をさせない。</p>

年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社若しくは沖縄振興開発金融公庫その他の業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものを使用される者(以下この号において「地方公営企業労働関係法等適用職員等」という。)であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたもの 地方公営企業労働関係法等適用職員等として在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えない範囲内で規則で定める日数

2・3 略

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他の規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの)をいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が規則で定めるところにより、職員の請求に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一 の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 略

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一 の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

法律第124号)に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社若しくは沖縄振興開発金融公庫その他の業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものを使用される者(以下この号において「地方公営企業労働関係法等適用職員等」という。)であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたもの その他規則で定める職員 地方公営企業労働関係法等適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数

2・3 略

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他の規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一 の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 略

<p>3 介護時間については、前条第3項の規定を準用する。</p> <p>(職員団体休暇)</p> <p>第16条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 職員団体休暇については、第15条第3項の規定を準用する。 (病気休暇、特別休暇、介護時間及び職員団体休暇の承認)</p> <p>第17条 病気休暇、特別休暇、介護時間及び職員団体休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>	<p>(職員団体休暇)</p> <p>第16条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 職員団体休暇については、前条第3項の規定を準用する。 (病気休暇、特別休暇、介護時間及び職員団体休暇の承認)</p> <p>第17条 病気休暇、特別休暇、介護時間及び職員団体休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>
---	---

(橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 橋本市職員の育児休業等に関する条例(平成18年橋本市条例第53号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分
は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第10条第1項及び第2項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業等の対象となる子)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項、第5条、第10条第1項及び第19条第1項に規定する子には、次の各号に掲げる者を含むものとする。</p> <p>(1) 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となること</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第6条の2、第7条、第9条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業に關し必要な事項を定めるものとする。</p>

を希望している者

(3) 児童福祉法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の3 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情

は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失つた後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなつた場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3)～(5) 略

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の2 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなつたこと。

(2)～(4) 略

(職務復帰後における給与等の取扱い)

第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合においては、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。

<p>(部分休業)</p> <p>第9条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年橋本市条例第52号)第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員)については、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等について、30分を単位として行うものとする。</p>	<p>(部分休業)</p> <p>第9条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間を承認されている職員)については、2時間から当該育児時間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下この条において単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の請求に基づき施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。